

京都府再生可能エネルギーの導入等促進 プランの検討状況について

令和7年2月25日

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

1 本日の御説明事項

3

~

4

2 再エネプラン委員会の検討状況

5

~

8

1 本日の御説明事項

- 令和 7 年度に再エネ条例の一部規定が失効することを踏まえ、**昨年11月27日から再エネ条例の改正に係る議論を開始**
- 第 1 回部会では、**再エネ条例の施行状況や再エネプランの取組状況等を確認し、**
今後の再エネ普及に向けて意見を交換
- **次回、次の論点を事務局から御説明予定**
 - (1) **京都府を取り巻く環境等**（前回改正以降の環境変化等を中心）
 - (2) 再エネ条例の**改正に向けた検討**
 - ✓ 再エネ条例の基本的な考え方
 - ✓ 建築物の義務規定
 - ✓ 自立型再エネ設備の導入
- **本日は、再エネプラン委員会での検討状況を事務局から御説明**

2 再エネプラン委員会の検討状況

- 令和8年度からの次期再エネプラン策定を目指し、1月から「再エネプラン委員会」で議論を開始
- 現行プランの基本的な施策を踏襲しつつ、2040年度の目標に向かって、具体的な施策において「京都らしい」取組等を規定していくことで概ねの意見となっているところ

1 位置付け

目指す将来像とその実現に向けた施策の方向性を示し、施策実施等に必要な事項を定める計画

2 期間

令和22（2040）年度を見据えた令和8（2026）年度からの計画

※2030、2035年度ごとの進捗を管理できるよう、5年に1回、プラン・施策を不断に見直し

3 京都府を取り巻く状況

＜国外＞ 異常気象やエネルギー危機、世界的なカーボンニュートラルの推進 等

＜国内＞ 再エネ主力電源化に向けた官民一体となった取組、制度面・技術面での課題 等

＜府内＞ 導入適地が限定的も、府民・事業者等での着実な再エネ導入・利用の拡大 等

4 基本的な考え方・将来像

・2050年の脱炭素で持続可能な社会を見据え、社会情勢の変化に対応しつつ、**2040年頃までに京都ならではの「豊かさ」を強みに環境価値だけではない新たな付加価値により、環境・経済・社会の好循環に恵まれた京都を実現**

・その実現に向けて、京都ならではの「豊かな自然や多彩な文化を生み出す力」「京都のまちづくりや産業を支える力」を活かし、再エネの導入・利用等の価値観や仕組みが浸透する政策を展開

5 目標数値

目標指標	2030年度 (目標値)	2040年度 (目標値)
府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合	25%	検討中 %
府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	36～38%	%

6 目標達成に向けた施策の基本方針

・再エネの導入加速（供給） ・再エネの需要創出（需要） ・地域共生型の再エネの普及促進（地域共生）
・産業やイノベーション、地域の振興（京都らしさ） ・再エネの理解促進、担い手育成（コミュニケーション、育成）

2050年 脱炭素で持続可能な社会 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」宣言

2050年頃の実現したい姿

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会の実現

2040年 実現したい京都府の将来像 （京都府総合計画）
環境と共生し安心・安全が実感できる京都府

2040年頃の将来像

京都ならではの「豊かさ」を強みに環境価値だけではない
新たな価値により環境・経済・社会の好循環に恵まれた京都

再エネ導入量：●%

再エネ使用量：●%

2030年度 温室効果ガスの46%以上削減（基準年度：2013年度）

2030年までの施策の展開方向

SDG s の考え方の活用による環境・経済・社会の
好循環の創出

再エネ導入量：25%

再エネ使用量：36～38%

現 在

- ◆府内温室効果ガス排出量（2022年度） 1,272万t-CO₂
- ◆府内総電力需要に対する再エネ導入比率（再エネ導入量、2022年度） 11.2%
- ◆府内電力供給量に占める再エネ割合（再エネ使用量 2022年度） 18.3%

2040年頃の将来像

京都ならではの「豊かさ」を強みに新たな価値が生まれ、環境・経済・社会の好循環に恵まれた京都

再エネ導入量 ●%
再エネ使用量 ●%

◆ 再エネの導入加速＜供給側＞

- ・省エネ施策と一体となって、PPAモデルや次世代型太陽電池の導入等で事務所・工場や設置が合理的な住宅等で再エネ(熱)導入を促進
- ・蓄電池との同時導入や地域防災力の向上にもつながら自立型共同住宅の推進、中小企業での自立型再エネ普及等によるレジリエンス強化で暮らし・事業活動の質向上
- ・水上・営農型等での農業振興など地域振興に資する再エネ導入
- ・バイオマスや中小水力など、地域振興・課題解決に資する、地域主導・協働型の再エネ導入の促進

等

◆ 再エネの需要創出＜需要側＞

- ・金融機関等と連携し、企業のサプライチェーン全体での再エネ調達の選択肢を拡大し、府内企業の企業価値や競争力を強化
- ・府内産電源の府内企業への活用を通じた立地促進などで、再エネ需要を創出
- ・卒FITや非FIT電源の家庭や企業等での有効活用や、府有施設のPPA等の活用による導入と適切な情報発信

等

◆ 地域共生型の再エネの普及促進＜地域共生＞

- ・開発を伴う再エネ普及には環境保全と地域住民の理解とともに、事業規律を徹底
- ・地域のレジリエンス向上により災害に強いまちづくりの構築
- ・太陽光パネルなどの長寿命化や資源循環への対応
- ・災害や防犯対策など長期安定的な再エネ普及に向けて、関係機関と連携した適切な対応や情報発信

等

◆ 産業やイノベーション、地域の振興＜京都らしさ＞

- ・京都発の技術やイノベーション、企業の創出・活用により、再エネを通じて京都産業を育成・振興
- ・DXやエネルギーシステムの高度化等で「脱炭素産業」をテーマにして拠点づくりや地域の活性化
- ・次世代技術の早期実証・普及とともに、グリーン水素の活用等により、企業や地域のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進

等

◆ 理解促進、担い手育成＜コミュニケーション、育成＞

- ・産学公民連携による、各階層でのコミュニケーション強化とともに、次代を担う若者等の環境教育の推進
- ・府内の中小事業者の担い手育成や、大学生・留学生等と連携した再エネ普及

等

新たに生じた社会変化・課題

原油価格
・物価高騰

ロシアの
ウクライナ侵攻

策定前から現存する課題

人口減少・
少子高齢化

自然災害
の激甚化等

国外

- ✓ 世界的な異常気象や大規模な自然現象の発生、**原油価格等の高騰**によるエネルギー危機
- ✓ COPをはじめ、**各国の脱炭素に向けた野心的な目標**
(例:「2030年までに世界の再エネ3倍に」COP28 (国連気候変動枠組条約第28回締約国会議))

国内

- ✓ 気象等による**再エネ出力制御の発生**、再エネ導入余地の全国的な偏在
 - ✓ 再エネ賦課金等による国民負担、**再エネ導入の安全面や地域住民との共生**
 - ✓ PVを中心に原材料等の大半が海外依存、**使用済PVパネルの適切な取扱い**
 - ✓ **企業における再エネ調達の拡大、ペロブスカイト太陽電池などの新しい技術開発** 等
- ⇒「第7次エネルギー基本計画」における経済政策と一体となった再エネの主力電源化に向けた取組

府内

- ✓ 京都府総合計画による、「**共生による環境先進地・京都の実現**」を目指した**再エネの導入拡大**
- ✓ 環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金による、再エネ導入支援制度の拡充
- ✓ **自然や歴史文化**等の多彩な資源とともに、**大学・研究機関や、伝統から先端産業まで幅広い産業が集積**
- ✓ 「産業創造リーディングゾーン」などの京都産業の特性を活かした**「脱炭素産業」の展開**

京都のポテンシャルを最大限に活かしつつ、多種多様な課題を乗り越えていく必要

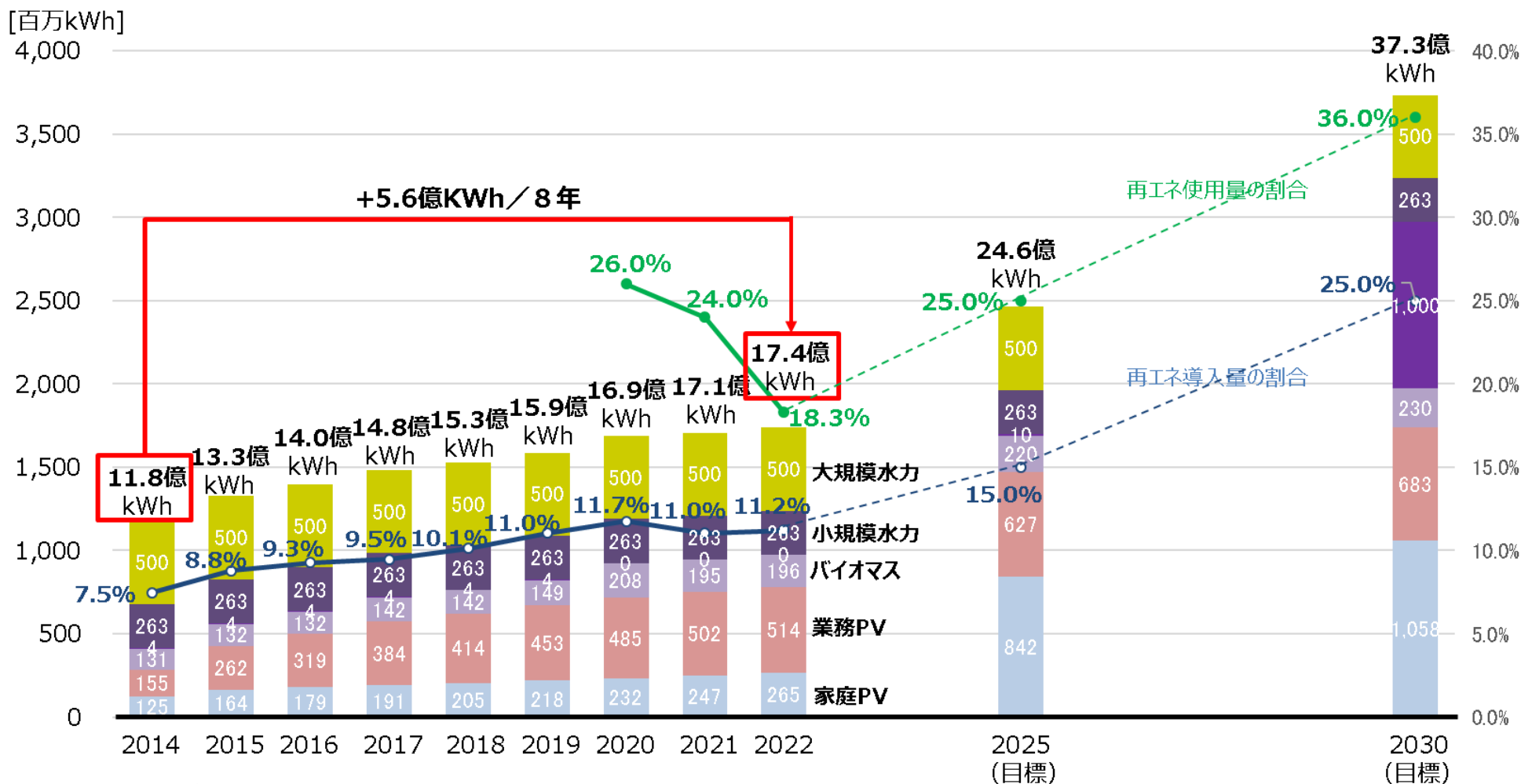
〔参考〕 府内の再エネ導入量の推移等

10

- 温室効果ガス排出量の2030年度46%以上の削減に向けて、再エネの加速的な導入が必要

＜再エネ導入量＞ 目標：25%以上（2030年度） 実績：11.2%（2022年度）

＜再エネ使用量＞ 目標：36～38%（2030年度） 実績：18.3%（ ）



参考 再エネ条例の施行状況

■ 目的

再生可能エネルギーの導入等を促進することが、温室効果ガスの排出の抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要なことに鑑み、府が、再生可能エネルギーの導入等に関する施策を実施することにより、府内のエネルギーの供給源の多様化及び再生可能エネルギーの供給量の増大を図り、もって、地球温暖化対策の更なる推進並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

■ 規定内容

条 項	規定事項	条 項	規定事項
第 3 条	【府】関係者との連携及び協働	第19～23条	【府】自立型再エネ導入等計画認定・支援
第 4 条	【府・民・事】再エネの優先的利用（努力義務）	第24条	【府】広報・顕彰
第 5 条	【府】実施計画の策定	第25条	【府】体制整備
第 6 条	【事】一般建築物（努力義務）	第26条	【府】府民向け融資（努力義務）
第 7 条	【事】特定建築物、準特定建築物（義務）	第27条	【府】産業育成
第 8 条	【府・事】不特定・多数が使用する施設（努力義務）	第28条	【府】施策の評価・見直し（義務）
第 9 条	【事】小売電気事業者計画提出（義務）	第29条	【事】環境への配慮（努力義務）
第10～18条	【府】導入等支援団体の登録・支援	第30条	【府】財政上の措置（家庭向け自立型再エネ補助等）

■ 主な施行状況

条 項	施策の内容	検証期間	導入 件数	①再エネ 導入量	②予算規模 （補助額＋減免額等）
第 7 条	特定建築物、準特定建築物への再エネ導入義務	H22～R5	387※1	44MW	—
第 9 条	小売電気事業者計画義務・公表制度	H28～R5	—	—	—
第10～18条	NPO団体等の登録認定・減免	H27～R5	11※1	94.5 kW	380千円
第19～23条	自立型計画認定・支援制度	H27～R5	84※1	1,795.3 kW	188,890千円
第25条	再エネコンシェルジュ認証制度	H28～R5	494※2	—	—
第26条	スマート・ハウス促進融資（低金利融資）	H23～R5	649※1	2,820 kW	（貸付：1,270,800千円）
第30条	家庭向け自立型再エネ設備設置補助	H28～R5	3,934※1	20,403 kW	799,155千円

※1導入件数 ※2認証者数

特定建築主等への再エネ導入義務（条例第7条関係）

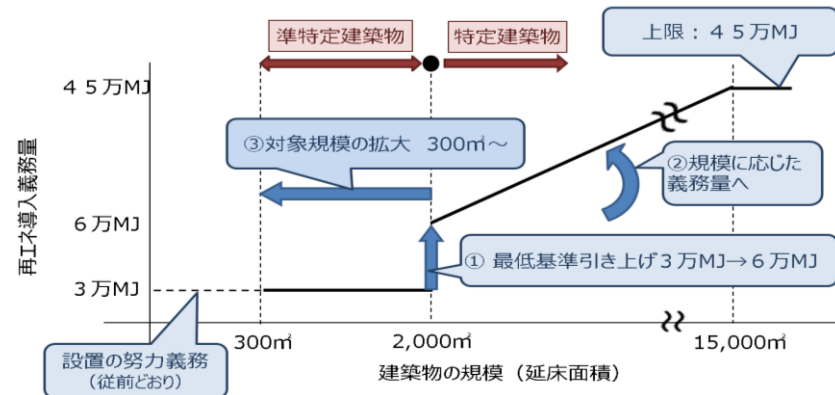
13

- 再エネ条例に基づき、建築物（2,000m²以上）への再エネ導入義務を2012年度から施行
- 2022年4月に、対象建築物の範囲及び導入義務量を拡大（300m²以上を対象に追加）

■ 建築物の規模別の義務規定

	特定建築物	準特定建築物	小規模建築物
定義	延床2,000m ² 以上	延床300m ² 以上 2,000m ² 未満	延床300m ² 未満
再エネ導入義務	○	○	（努力義務）
導入義務量	6～45万MJ/年	一律3万MJ/年	—

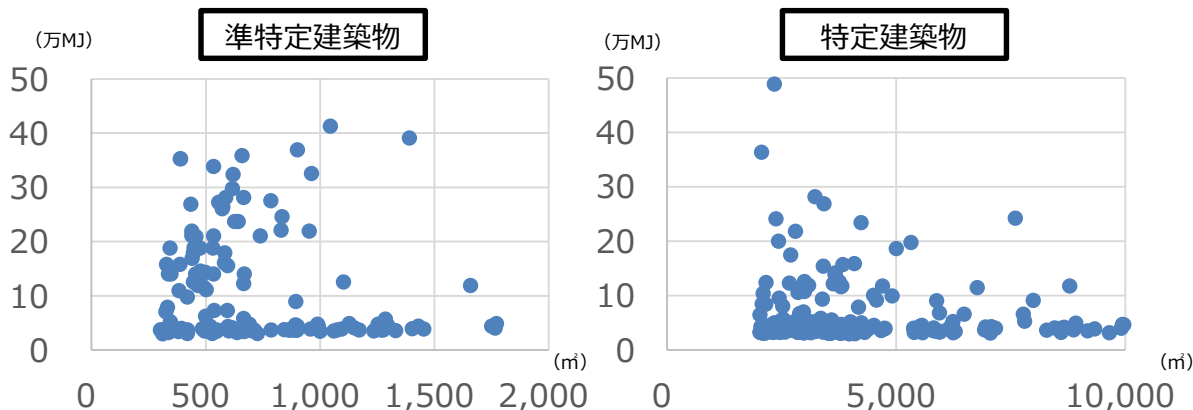
■ 延床面積と導入義務量（2020年度改正）



■ 施行状況

- 累計導入量（令和6年10月末時点）： **約533百万MJ/年 ≒ 約44MW**
（うち太陽光約207百万MJ/年 ≒ 約17MW）

- 導入傾向



<義務量超過の割合>

特定建築物	総件数	200%超	500%超	1,000%超
改正以前	268	69 26%	41 15%	33 12%
改正以降	26	11 42%	10 38%	8 31%

準特定建築物	総件数	200%超	500%超	1,000%超
改正以降	148	70 47%	46 31%	17 11%

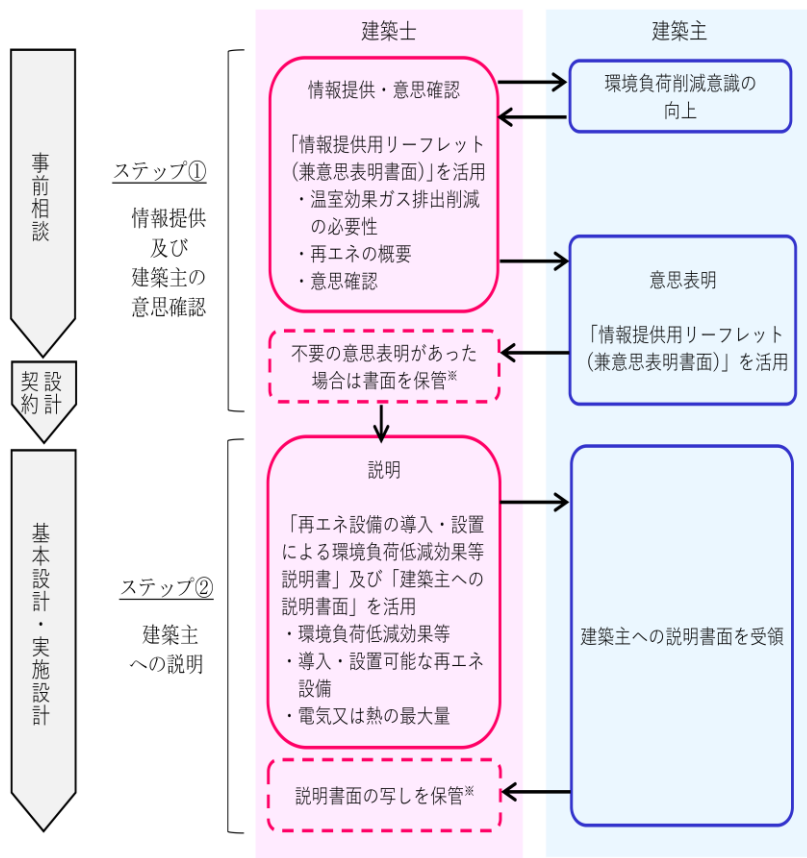
建築士による説明義務（条例第7条関係）

14

● 京都府は、**建築士による建築主への再エネ導入等に係る説明義務を2021年度から施行**

- ✓ 新・増築の建築物（延床面積10㎡以上）を対象に、建築主に対する再エネ利用設備に関する説明義務
- ✓ 説明書面の保管義務（工事完了後3年間）

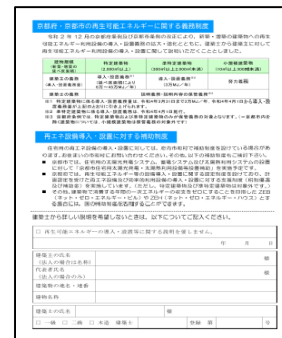
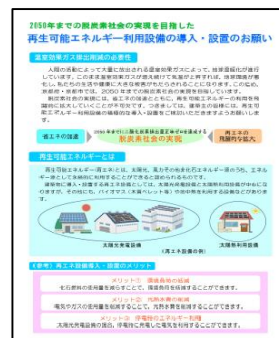
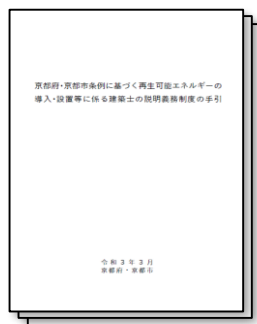
■ 説明義務のフロー図



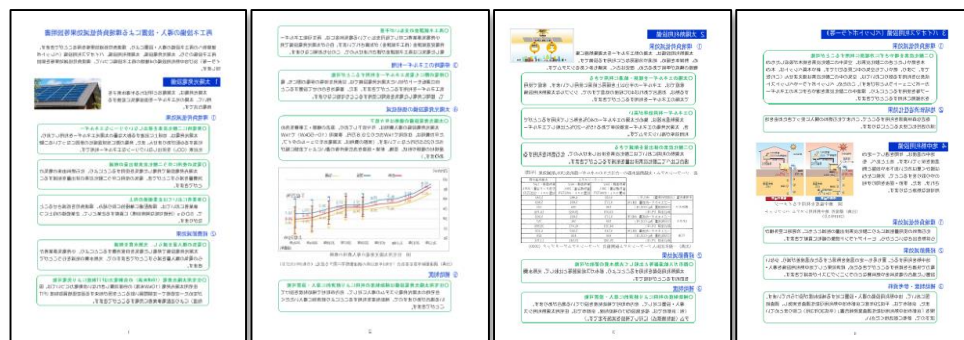
■ 手引きや説明資料等

説明義務制度の手引き

再エネ利用設備の導入・設置のお願い（リーフレット）



再エネ設備の導入・設置による環境負荷低減効果等の説明書



■ 施行状況

義務施行から3年が経過したため、本年度、建築主等にアンケートを実施

- 府内に電気の小売供給を行っている小売電気事業者を対象に、「**再生可能エネルギー供給拡大計画書**」の提出を義務付け、**その内容等を公表**することにより、環境負荷の少ない電気の供給に向けた自主的かつ計画的な取組を促進

■ 制度概要

対象者	京都府内に電気を小売供給している小売電気事業者
報告内容	・再エネの小売供給の量の割合の拡大を図るための基本方針、実施しようとする措置の内容及び当該措置により達成すべき目標 ・当該計画の推進に係る体制 ・府内の電気需要者に対する再生可能エネルギーの導入等の促進に資する取組 等
提出書類	・毎年度7月末日までに、当該年度を対象とした「再生可能エネルギー供給拡大計画書」の提出 ・上記計画書に基づく措置の実施状況について、翌年度7月末日までに「再生可能エネルギー供給拡大報告書」の提出

■ 施行状況 ※R5年度分

再生可能エネルギー供給拡大計画書：137

再生可能エネルギー供給拡大報告書：152

- 地域住民と協働して再エネ設備の導入を支援する団体を「導入等支援団体」として登録し、税制優遇（減免）を実施

■ 制度概要

対象者：地域住民と協働し、地域での再エネの導入等を行うための総合調整等を行う団体

営利を目的としない団体（特定非営利活動法人、一般社団法人 等）

優 遇：当該年度での導入等支援事業の活動実績がある場合

◆府民税（均等割）の課税免除

導入等支援事業の用に供する不動産を取得した場合（1団体につき1回限り）

◆不動産取得税の課税免除 ※平成28年1月1日以降の不動産の取得に限る

■ 施行状況 ※R6.11時点（予定含む）

登録団体：NPO法人市民共同発電をひろげる城陽の会

NPO法人きょうとグリーンファンド

導入件数：13件

導 入 量：122.02kW（安朱保育園、下鴨学園等）

- 中小事業者等による府内での自立型再エネの導入促進を目指し、**設備導入に関する計画認定制度を実施するとともに、計画認定を受けた設備導入に対する支援制度**

■ 制度概要

対象者	中小事業者（資本金の額 1 億円以下）、社会福祉法人、学校法人、個人事業者等
対象事業	再エネ設備と効率的利用設備（蓄電池・EMS）を新設・増設し、自家消費を目的として発電を行う必要 ※自家消費を目的とするため、固定価格買取制度等による全量売電は対象外 ※災害等の非常時に、導入する再エネ設備等で発電された電気を、その設置場所において一般の利用に供することができる構造であること。
対象設備	・再エネ設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電） ・効率的利用設備（蓄電池、エネルギー・マネジメント・システム（EMS））
支援制度	計画認定に基づく設備導入に際して、以下のいずれかの優遇を選択可能
税減免	計画認定に基づく設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 設備取得価格の 1 / 3（上限1,000万円）
補助金	計画認定に基づく設備導入に関する補助金の交付 ・効率的利用設備 2 種同時の場合 補助対象経費の 1 / 2（上限400万円） ・効率的利用設備 1 種の場合 補助対象経費の 1 / 3（上限400万円）

■ 施行状況 ※R6.11時点（予定含む）

- ・計画認定：108件 税減免：24,362千円 補助金：234,052千円 導入量：2,860kW
- ・**条例上、令和 8 年 3 月 31 日限りで効力を失う（＝規定自体が失効）**

- 府民が安心して気軽に再エネ導入について相談できる専門家（工務店や家電量販店等に勤務する者）を登録、育成し、京都府が認証

■ 制度概要

対象者	住宅新築・リフォームに関する工務店・ハウスメーカー等の事業者、家電販売及び屋内電気工事を行う事業者等を中心に、コンシェルジュ活動（府民に直接再エネ導入を積極的かつ適切に説明を行うこと）が可能な者
認証手続	再エネに関する研修を受講し、試験に合格された者を京都府が認証 研修例：太陽電池の廃棄について 再エネを無駄なく活用する蓄電システム等 電気料金値上がりの現用と企業の対応策 等

■ 施行状況 ※R6.4時点

- ・認証者数：215名 相談件数：1,591件（R5年度）
- ・イオンモール等において再エネ普及のイベントを実施

- エネルギー効率が高く、環境への負荷が小さい次世代型住宅（スマートハウス）の普及を促進するため、**住宅への太陽光発電設備等の設置を支援するための融資**

■ 制度概要

対象者	・ 住所が京都府内にあること ・ 年齢が満20歳以上満70歳未満かつ償還完了時における年齢が満75歳未満であること
対象住宅	・ 申込者が府内に居住している住宅（一般型） ・ 親等（※）が府内に居住している住宅（親孝行型） ※申込者の父母、祖父母、配偶者の父母、祖父母であって、申込者と同居していないこと。年齢が満60歳以上であること。
対象設備	①太陽光発電設備 ②太陽熱利用設備 ③家庭用蓄電池 ④エコキュート ⑤エコジョーズ ⑥エネファーム ⑦V2Hシステム ⑧薪ストーブ ⑨ペレットストーブ ⑩断熱工事（外壁、窓等）
融資内容	限度額：350万円 利率：0.5% 期間：10年以内

■ 施行状況 ※R6.11時点

- ・融資件数：660件 融資金額：1,280,900千円 導入量：2,857kW
- ・提供金融機関：京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、
関西みらい銀行、JAバンク

- 太陽光発電で発電した電気を、蓄電池で溜めて賢く使うことで、系統の負荷を低減させ、災害等による停電時でも対応できる生活スタイル（エネルギーの自立化）を促進するため、23市町と連携して太陽光発電と蓄電池の同時導入を支援

■ 制度概要

府最大 13万円上乗せ

太陽光発電： 1万円/kW（上限4万円）
蓄電池： 1.5万円/kWh（上限9万円）

+

市町村独自補助金額
（1～12万円）
金額は市町村により異なる。

<実施市町>

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、精華町、京丹波町、伊根町、与謝野町

■ 施行状況 ※R6.3時点

・件数：3,934件、金額：799,155千円